

資料 1

(案)

平成 28 年 8 月 2 日
(2016 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会
委員長 高杉 豊

意見書

地方独立行政法人市立吹田市民病院の役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定に基づく地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 14 日付け 28 吹健地第 583 号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給基準（変更後）について、特に申し述べる意見はない。